

公立大学法人静岡文化芸術大学

第2期中期計画

(平成28年3月認可)

基本的な考え方	1
第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織	2
1 中期計画の期間	2
2 教育研究上の基本組織	2
第2 教育研究等の質の向上に関する計画	2
1 教育	2
2 入学者受入れ	2
(1) 入学試験関連組織の整備	2
(2) 入学試験	2
(3) 高等学校との連携	3
3 教育の内容	3
(1) 学士課程	3
(2) 修士課程	3
4 教育の実施体制等	4
(1) 教員配置	4
(2) 教育環境の整備	4
(3) 教育力の向上	4
(4) 教育活動の改善	4
(5) 教育研究組織の見直し	4
5 学生への支援	4
(1) 学習支援	4
(2) 生活支援	5
6 キャリア教育と進路支援	5
(1) キャリア教育関連組織の整備	5
(2) キャリア・デザイン教育の充実	5
(3) 進路支援の強化	5
(4) 企業との連携	5
(5) 県内企業の魅力発信	5
7 卒業生との連携と卒後教育	5
(1) 卒業生との連携及び支援	6
(2) リカレント教育の実施	6
8 研究	6
(1) 社会の発展に貢献する研究の推進	6
(2) 研究実施体制	6
(3) 研究活動の評価及び管理	6
9 地域貢献	7
(1) 地域社会との連携	7
(2) 地域の自治体・企業との連携	7
(3) 県との連携	7
(4) 大学との連携	7
(5) 多文化共生の推進	7
10 グローバル化	7
(1) グローバル人材育成のための国際交流強化	7

(2) 留学支援体制の強化	7
(3) 留学生等の積極的受入れ	8
(4) 海外の大学等との交流の活性化	8
(5) 研究者の交流	8
第3 法人の経営に関する計画	8
1 業務運営の改善	8
(1) 有機的かつ機動的な業務運営	8
(2) 人事の運営と人材育成	8
(3) 事務等の生産性の向上	9
(4) 監査機能の充実	9
2 財務内容の改善	9
(1) 自己収入の確保	9
(2) 予算の効率的かつ適正な執行	9
第4 自己点検・評価及び情報提供に関する計画	9
1 評価の充実	9
2 情報公開等の充実	9
3 広報の充実	10
(1) 大学の知名度向上、優秀な学生確保に向けた戦略的な広報展開	10
(2) 広報対象に応じた的確な広報ツールの活用	10
(3) 教職員による全学広報の実施	10
第5 その他業務運営に関する計画	10
1 施設・設備等の整備・活用等	10
2 安全管理	10
(1) 安全衛生管理体制の確保	10
(2) 危機管理体制の強化	10
(3) 情報セキュリティの強化	11
3 社会的責任	11
(1) 人権の尊重	11
(2) 法令遵守	11
(3) 環境配慮	11
第6 その他の記載項目	11
1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	11
2 短期借入金の限度額	11
(1) 限度額	11
(2) 想定される理由	11
3 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる 財産の処分に関する計画	11
4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	11
5 剰余金の使途	11
6 県の規則で定める業務運営計画	12
(1) 施設及び設備に関する計画	12
(2) 人事に関する計画	12
(3) 中期目標の期間を超える債務負担	12

(4) 積立金の使途	12
別表 (収容定員)	13
(別紙)	
予算 平成28年度～平成33年度予算	14
【人件費の見積り】	14
【運営費交付金の算定ルール】	14
収支計画 平成28年度～平成33年度収支計画	15
資金計画 平成28年度～平成33年度資金計画	16

公立大学法人静岡文化芸術大学第2期中期計画

<基本的な考え方>

1 教育内容の充実による少子化時代への対応

第1期中期計画においては、大学に対する社会的要請の変化を踏まえて教育内容のさらなる質的向上を企図し、デザイン学部の1学部1学科への改編、全学的な新教育課程の導入、語学教育強化などの施策を実行した。

これを受けて第2期中期計画では、入試関係部門を強化し、本学の新たな教育内容及び入試情報等を高等学校関係者へ周知するとともに、文化政策学部の学部・学科の在り方についても検討を開始するなど、教育内容の一層の充実策を講じ、これによって、2018年度以降の18歳人口減少の時代に対応する。

2 グローバル化に対応した教育内容の改善

第1期中期計画では、英語・中国語教育センターの設置、語学教育の効率化を企図した時間割編成の集中化、取得すべき語学単位数の増加などを実施するとともに、フランス語・ドイツ語・イタリア語・韓国語・ポルトガル語・インドネシア語など多様な外国語を、国際文化学科の学生だけでなく全学部生が履修可能なように配置し、さらに外国の多様な文化や芸術についての講義、日本語・日本文化に関する教育と合わせて、双方向的なグローバル教育の充実を図った。

第2期中期計画においては、英語・中国語教育センターの活動を一層充実させるとともに、留学支援の強化や国際交流の促進、外国人留学生及び定住外国人学生の積極的受入等を推進する。さらに浜松市周辺のグローバル企業や各種団体との連携の下、学生に国際会議補助や外国人来訪者との交流、企業の外国支社・工場等でのインターンシップなど、国内外において幅広く外国文化に触れる機会を提供するとともに、日本及び世界各地の地域文化と地域コミュニティについての理解を涵養することにより、地域を志向した特色あるグローバル教育を展開する。

3 キャリア教育の推進及び卒業生との連携強化

多角的な視点から進路支援を強化するとともに、生涯を通じたキャリア形成という長期的な視点に立ち、低学年からのキャリア・デザイン教育を拡充する。

また、生涯学習社会の到来に対応した卒業教育の展開、卒業生による進路支援への協力、ホームカミングデーの新設など、卒業生との連携を深め、双方向的な交流を実現する。

4 特色ある研究活動の推進

地域の活性化や人口流出防止など、静岡県・地域の重要課題への対応を研究活動の目標に設定し、本学の特徴的な両学部の専門領域を融合した特色ある研究活動を展開する。あわせて組織的に外部資金の獲得を追求する。

5 地域貢献の強化

第1期中期計画に引き続き、静岡県・浜松市その他の周辺自治体、地域企業、地域の各種団体との人的交流を含む連携を強化するとともに、本学の研究活動や専門的知見を通じ、文化と芸術を中心として地域の発展と活性化に貢献する。

また、実践演習などの教育を通じ、学生の地域文化と地域企業への理解を深める一方、グローバル人材を育成し、地域企業の海外展開に資することによって、教育を通じた地域貢献を強化する。

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

平成28年4月1日から平成34年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

大学	学部等
静岡文化芸術大学	文化政策学部 デザイン学部
	大学院

第2 教育研究等の質の向上に関する計画

1 教育

- ・ ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを学内に周知し、それが一貫性をもって推進されているか継続的に検証する。(No. 1)

2 入学者受入れ

(1) 入学試験関連組織の整備

- ・ 高大連携、入試制度、入試広報などを包括的に取り扱う入学試験・高校大学連携センターを設置するとともに、その運用状況を検証し改善する。(No. 2)

(2) 入学試験

ア 入試内容・入試制度の改善

- ・ 高校の新学習指導要領や大学入学希望者学力評価テスト（仮称）に的確に対応するとともに、個別選抜の方法を改善する。(No. 3)
- ・ 入試における外部検定の活用を検討し、導入可能な入試区分から導入する。(No. 4)
- ・ 入試制度等の改善に活かすため、入学後の追跡調査により入試制度の検証を行う。(No. 5)

イ 多様な学生の受け入れ

- ・ 留学生、帰国生徒、社会人学生、定住外国人学生などの現況を調査し、その課題に対応した受入促進策を実施する。(No. 6)
- ・ 障害を持つ学生の受入策について、ユニバーサルデザイン推進の一環として検討し、可能なものから実施する。(No. 7)
- ・ 文化政策研究科においては、社会人向け専門講座の実施等により、多様な人材を確保する。(No. 8)

ウ 入試広報の充実

- ・ アクティブラーニングによる教育活動やグローバル人材育成の状況など、高校側のニーズを的確に把握した広報を展開する。(No. 9)
- ・ 浜松市及び周辺地域の特性を活かした教育活動等に関する情報を、積極的に発信する。(No. 10)
- ・ 進路指導担当の高校教員や保護者に対し、本学の特色や魅力を伝える取組をより効果的に実施する。(No. 11)

(3) 高等学校との連携

ア 高等学校との関係強化

- ・ 入試改革や英語教育における4技能評価の問題など、高校・大学での学習内容にまで踏み込んだ意見交換等を通じ、県内高校との関係を強化する。(No. 12)
- ・ アカデミック・チャレンジなど静岡県や教育委員会と連携した高大連携事業や本学独自の企画によって、高校生が高度な学術研究に触れる機会を提供する。(No. 13)

イ 高等学校基礎学力テスト（仮称）への対応

- ・ 高等学校基礎学力テスト（仮称）を、アドミッション・ポリシーに基づく選抜や入学生の基礎学力把握などに活用する具体案を作成する。(No. 14)

3 教育の内容

(1) 学士課程

ア 教育内容

- ・ 新教育課程及び語学教育強化策等の検証を行い、必要に応じ改善する。(No. 15)
- ・ 文化政策学部の学部・学科の在り方の検討と並行して、教職課程の将来構想を策定する。(No. 16)

イ 教育方法

- ・ F D（ファカルティ・ディベロップメント）活動を通じて、2つの学部の融合を促進するような授業運営や、教職員の学生指導の在り方を確立する。(No. 17)
- ・ S A（ステューデント・アシスタント）の役割・目的を明確にし、S Aとなる学生の意欲を向上させる。(No. 18)
- ・ 学生の主体的な課題発見能力・解決能力の向上のため、実践演習など企業・地域等と連携した教育を充実させる。(No. 19)
- ・ eラーニング等、高度なメディアを利用した教育方法を取り入れる。(No. 20)
- ・ クォータ学期制、副専攻制、サマースクール制度などについて調査・検討を行い、必要に応じ導入する。(No. 21)

ウ 成績評価

- ・ G P AやC A P制について検証を行い、必要に応じ改善する。(No. 22)

(2) 修士課程

ア 教育課程及び研究指導方法

[文化政策研究科・デザイン研究科]

- ・ 修了生の進路及び活動状況を検証し、教育内容に反映させる。(No. 23)
- ・ 卒業生に対するリカレント教育の実施を検討し、可能であれば具体案を作成する。(No. 24)

[文化政策研究科]

- ・ 文化政策学部の学部・学科の在り方の検討との関連も踏まえ、教育内容と教育体制を再検討し、必要に応じ改善する。(No. 25)
- ・ 社会人受入強化のため、人員増強を含めた体制整備を検討し、可能なものから実施する。(No. 26)

[デザイン研究科]

- ・ 学部教育から連続した一貫教育を展開する。(No. 27)

イ 成績評価

- ・ 学修成果を担保する成績評価の在り方及び修士論文・修了制作の評価の在り方を検討し、必要に応じ改善する。(No. 28)

4 教育の実施体制等

(1) 教員配置

- ・ 教育内容の充実と教員負担軽減のために、教員の適正配置について検証を行い、必要に応じ改善する。(No. 29)
- ・ 2つの学部の融合を促進するため、演習その他における所属を超えた教員の協力関係をさらに強化する。(No. 30)
- ・ 招聘客員教授あるいは海外協定校の教員など、学外の人材による講義等の機会を増やす。(No. 31)
- ・ 各種委員会の専門性を高めるための委員任期の延長や、組織の統廃合を含めた見直しによる委員定数の削減などを実施するとともに、会議の開催・運営を効率化する。(No. 32)
- ・ 会議内容の重複を回避するため、学科会議機能の一部を学部教授会へ集約化する。(No. 33)

(2) 教育環境の整備

- ・ 学生の主体的・能動的な学習を促進するため、学内施設の利用状況及び利用方法を検証し、施設の利用時間延長、グループ学習のためのスペース設定などを実施するとともに、必要機材の整備を行う。(No. 34)
- ・ アクティブラーニングやeラーニングを促進するため、学内の広域Wi-Fi化を実現する。(No. 35)

(3) 教育力の向上

- ・ 学生の主体的・能動的な学習の強化を目指したFD活動の展開など、FD活動を充実・強化する。(No. 36)
- ・ FD活動の一環として、eBOOKの利用を含むeラーニングなどの教育支援システムの活用法を研究し、具体的な導入案を策定する。(No. 37)

(4) 教育活動の改善

- ・ 教育内容の向上に利用できるよう学生授業評価を改善するとともに、演習、ゼミ、研究科科目などについても、履修者の意見を収集する方法を検討し試行する。(No. 38)
- ・ 4技能評価等も加えた新たな外部テスト等の導入により、学生の英語力の検証を行う。各年度の年度計画において、新たな基準を設定するまでは現行のTOEIC I Pテストにより、新基準導入後はこれによる目標値を設定する。(No. 39)
- ・ 中国語履修者へのHSK受験を促進し、これによる学修成果の検証を行う。(No. 40)
- ・ 卒業生等に対する学修成果の調査方法を検討し、調査を実施するとともに、調査結果を教育内容に反映させる。(No. 41)
- ・ ポートフォリオや外部テスト等による学修成果の検証を行う。(No. 42)

(5) 教育研究組織の見直し

- ・ 文化政策学部の在り方について、学部・学科名称及び学科編成、デザイン学部を含めた学生定員等もあわせて検討し、必要に応じ改善する。(No. 43)
- ・ デザイン学部の1学科5領域体制について、教育効果、進路状況等を踏まえた検証を行い、必要に応じ改善する。(No. 44)

5 学生への支援

(1) 学習支援

ア 学習環境・学習支援体制

- ・ 学生の主体的・能動的な学習を支援するため、担任制・チューター制、SAの活用

など、人的サポートによる学習支援体制を強化する。(No. 45)

- ・ 留学生に対して、学内情報の案内、教職員や日本人学生との交流の促進、日本語習得の支援など、学習環境を充実させる。(No. 46)

イ 社会人・留学生・障害のある学生など多様な学生への支援強化

- ・ 教職員協働体制を推進し、支援内容に応じた資格や能力を持った適切な人材を配置するとともに、学生ボランティアによるピア・サポーターを育成するなど、多様な学生への支援を強化する。(No. 47)
- ・ 発達障害など学生の障害に対する教職員の理解を深めるため、全学的な研修を行う。(No. 48)

(2) 生活支援

ア 健康管理及び生活支援

- ・ 学生生活実態調査を継続し、学生の心身両面における健康と生活上の諸問題を把握し、改善する。(No. 49)
- ・ 学生の健康管理の一環として、大学生協と連携し、食堂の活用方法等を検討し、可能なものから実施する。(No. 50)
- ・ 授業料等の減免制度を周知し、経済的な支援を必要とする学生に対する学資支援を拡充する。(No. 51)
- ・ 留学生と日本人学生が共同生活する場を設けることを検討し、可能なものから実施する。(No. 52)

イ 自主的活動の支援

- ・ 学内施設の使用を容易にすることにより、学生の居場所を確保し、学生の自主的な活動を支援する。(No. 53)

6 キャリア教育と進路支援

(1) キャリア教育関連組織の整備

- ・ キャリア教育、進路支援、卒業生との連携、卒後教育等を包括的に取り扱うキャリア・センターを設置する。(No. 54)

(2) キャリア・デザイン教育の充実

- ・ 社会で仕事をしていく上で必要な基礎力を身に付け、生涯を通じたキャリア形成を考えさせるため、1年生の段階からキャリア教育を行う。(No. 55)

(3) 進路支援の強化

- ・ 学部の特性に合わせた進路支援を行う。(No. 56)
- ・ 履修状況や進路選択等について、面談会その他、保護者と教職員の情報共有の方法を検討し、試行する。(No. 57)

(4) 企業との連携

- ・ 学生の能動的な就職活動を促進するため、自発的なインターンシップを強化して、平成33年度においては参加学生数75名以上を目指す。(No. 58)
- ・ 2年生を中心に職業的な知識やスキル、働き方を学ぶため、企業と連携した就労体験等を行う。(No. 59)

(5) 県内企業の魅力発信

- ・ 学生の県内への定着を図るため、県内の行政機関等と連携して、学生に対し県内の魅力的な企業を紹介し、学生の県内企業への認識を深める。(No. 60)

7 卒業生との連携と卒後教育

(1) 卒業生との連携及び支援

- ・ 卒業生全員の同窓会加入を目指し、大学側の協力により同窓会組織を拡充するとともに、同窓会の意義を在学生に周知するため、卒業生と在学生との交流活動を行う。(No. 61)
- ・ 大学と卒業生の連携を強化し、入学生の確保や就職先の開拓等に活かす。(No. 62)

(2) リカレント教育の実施

- ・ 英語・中国語教育センター及び両研究科の活動への卒業生の参加を可能とする等、リカレント教育を実施する。(No. 63)

8 研究

(1) 社会の発展に貢献する研究の推進

ア 重点的研究の推進

- ・ 静岡県や地域社会の課題解決、発展に資する重点目標研究領域を設定するとともに、研究成果発表会などを通じ、研究成果を地域に還元する。(No. 64)
- ・ 本学の特徴である2つの学部の融合を促進させる研究活動を推進する。(No. 65)

イ 広範な研究の推進

- ・ 学内の個人研究費や特別研究費を活用し、学外の研究者を含めた共同研究を促進する。(No. 66)
- ・ 地元産業界や行政との連携を深め、共同研究、受託研究を推進する。(No. 67)
- ・ 「静岡文化芸術大学10年史」の編纂作業の経験を継承し、大学関係資料の整理・保存・管理及び利用体制を整備する。(No. 68)

(2) 研究実施体制

ア 研究の実施体制

- ・ 研究推進及び研究成果発信のための組織として文化・芸術研究センターを再編し、人員配置や研究費関連事務の一元化・簡素化を含めて機能を強化する。(No. 69)

イ 研究環境の整備

- ・ 科学研究費補助金等の競争的外部研究資金に係る、応募及び獲得件数増加に向けた研究支援体制を充実させる。(No. 70)
- ・ 科学研究費補助金等獲得件数について、中期目標期間6年間の新規獲得件数の総数が、平成22年度から平成27年度までの6年間の総数に比して20%の増加を目指す。(No. 71)

(3) 研究活動の評価及び管理

ア 研究活動の評価方法の構築

- ・ 研究成果発表会の継続開催や研究成果の報告・公表を徹底するとともに、研究成果を検証、評価する仕組みを構築する。(No. 72)

イ 研究倫理の周知・徹底

- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(文部科学省)に基づき研究倫理に関する規程を整備し、研究者及び学生に対し定期的な研究倫理教育を実施して研究倫理意識の醸成を図る。(No. 73)

ウ 研究費の不正使用の防止

- ・ 研究費の執行及び管理に係る規程、体制を整備するとともに、コンプライアンス教育の定期的な実施、受講の義務化を行い、研究費の不正使用を防止する。(No. 74)

9 地域貢献

(1) 地域社会との連携

- ・ 地域の文化と芸術を支える人材を育成するため、公開講座、公開工房を継続し、中期目標期間6年間の参加者総数が、平成22年度から平成27年度までの6年間の総数に比して5%の増加を目指す。(No. 75)
- ・ 研究成果を地域社会に還元し、地域課題の解決や活性化に取り組む。(No. 76)
- ・ 「地域連携実践演習」などの科目を通じて、学生が地域の課題を理解し、その解決に向けた方策を企画立案・実践することによって、大学と地域のつながりを強化する。(No. 77)

(2) 地域の自治体・企業との連携

- ・ 地域社会及び産業の活性化に貢献するため、地域の自治体や企業からの受託事業等(共同研究、受託研究含む)の受入れについて、中期目標期間6年間の総数が、平成22年度から平成27年度までの総数に比し20%以上の増加を目指す。(No. 78)
- ・ グローバル教育の観点から、海外インターンシップも含めた企業との連携を促進する。(No. 79)
- ・ 地域自治体の推進する各種プロジェクトに関連した研究への参加・協力、各種審議会・委員会等への参画、委託生の受入れなどを通じて、自治体の政策形成や人材育成を積極的に支援する。(No. 80)

(3) 県との連携

- ・ 静岡県を推進する各種プロジェクトに関連した研究への参加・協力、各種審議会・委員会等への参画などを通じて、静岡県の政策形成を積極的に支援する。(No. 81)

(4) 大学との連携

- ・ 研究・教育における静岡県立大学との連携を強化する。(No. 82)
- ・ ふじのくに地域・大学コンソーシアムの活動に積極的に参画するとともに、同西部地域連携事業実施委員会の事務局として、西部地域の大学間連携を積極的に推進する。(No. 83)

(5) 多文化共生の推進

- ・ 地域の多文化共生を推進する拠点として、本学を機能させる具体策を検討し、可能なものから実施する。(No. 84)
- ・ 外国人留学生や定住外国人学生を活用した多文化共生の推進策を検討し、実施する。(No. 85)

10 グローバル化

(1) グローバル人材育成のための国際交流強化

- ・ 国際交流に係る専門担当者を配置し、協定校との情報交換など各種情報の集約、学生への情報発信、留学案内、留学生受入体制の整備などを実施する。(No. 86)
- ・ 地域企業と連携して、語学修得だけに留まらない海外インターンシップを推進する。(No. 87)

(2) 留学支援体制の強化

- ・ 経済的な理由で留学が難しい学生を支援するため、各種の奨学金を活用する。(No. 88)
- ・ 休学して留学する学生の実態を把握し、必要な支援を行う。(No. 89)
- ・ 語学研修等の実施に当たり、企業等の活用による合理化を検討し、可能なものから実施する。(No. 90)

(3) 留学生等の積極的受入れ

- ・ 留学生宿舍の確保、海外に向けた広報活動の展開などにより、外国人留学生数を増加させる。(No. 91)
- ・ 外国人留学生受入目標を、平成 33 年度において 50 人とする。(No. 92)

(4) 海外の大学等との交流の活性化

- ・ 交換、交流留学先を拡充し、平成 33 年度において、下記の数値を目標とする。(No. 93)
交流協定締結校数 20 校
海外派遣学生数（語学研修含む） 60 人（年）

(5) 研究者の交流

- ・ 協定締結校との共同研究や研究者を招いてのシンポジウムなど、研究者間の交流を推進する。(No. 94)

第3 法人の経営に関する計画

1 業務運営の改善

(1) 有機的かつ機動的な業務運営

- ・ 法人経営・大学運営について、引き続き理事長・学長のガバナンスが十分機能するよう充実・強化を図り、本学にふさわしい法人経営、大学運営を推進する。(No. 95)
- ・ 全ての教職員が大学の目指すミッションを共有して業務運営に当たるとともに、一層の教職員協働を推進する。(No. 96)
- ・ 業務内容・業務プロセス・業務量を詳細に把握し、非効率や問題の所在を把握し、これまでの慣行にとらわれないマネジメント改革に取り組む。(No. 97)
- ・ 業務執行に当たっては、学生、保証人（保護者）、教職員、自治体、地域住民等、それらのサービスを受ける相手の立場やニーズを十分に汲み取り、その満足度を高める。(No. 98)

(2) 人事の運営と人材育成

ア 人事制度の運営と改善

- ・ 教職員活動評価制度の内容や評価結果の活用等の検証や改善を行い、的確な運用と定着を図る。(No. 99)
- ・ 定数管理計画に基づく適切な人員管理を行う。(No. 100)
- ・ 教育研究の質を高めるとともに、業務の繁閑に対応できるよう、教職員の柔軟な勤務体制を導入する。(No. 101)
- ・ 職員にあっては、的確に事務処理が遂行できる専門性と使命感を持った人材を、業務内容の特性に応じて、適切かつ柔軟な雇用形態で採用する。(No. 102)
- ・ 業務繁忙期となる年度初めの定期人事異動の時期の見直しを行う。(No. 103)

イ 職員の能力開発

- ・ 職員が大学運営に必要な知識・技能を適切に修得できるよう、SD活動を推進し、外部研修、学内研修、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）等の研修を充実するとともに、他大学等との人事交流等による人材育成を行う。(No. 104)

ウ 女性が活躍できる環境の整備

- ・ 人材の確保、組織力の向上等の観点から、メンター制度の導入、保育所の設置など、女性教職員が活躍できる環境整備策を検討し、可能なものから実施する。(No. 105)
- ・ 子育てと仕事が両立できる環境の整備に努め、育児休業取得資格者のうち、女性教

職員は取得希望者の休業取得率 100%を、男性教職員は計画期間において 1 人以上の取得を目指す。(No. 106)

- ・ 男女を問わず、計画期間において育児休業以外の育児に係る諸制度の利用者数 2 人以上を目指す。(No. 107)

(3) 事務等の生産性の向上

- ・ 複数年度契約を含む外部委託・人材派遣等のアウトソーシングを推進し、事務処理の効率化を図る。(No. 108)
- ・ 常に事務事業の見直し及び効率化を意識した上でスクラップ・アンド・ビルドに努め、事務局組織を業務量に応じて適切かつ柔軟に見直す。(No. 109)
- ・ 学内におけるポータル利用の現状を調査し、広範なポータル化、ペーパーレス化等の I T 化を推進する。(No. 110)

(4) 監査機能の充実

- ・ 監査機能を強化するため、公認会計士等の専門家の支援を仰ぐとともに、監査組織を設置する。(No. 111)
- ・ 監事監査、会計監査人監査及び内部監査による監査体制（三様監査）の有機的な連携を強化し、法人業務の適正化及び効率化を図る。(No. 112)

2 財務内容の改善

(1) 自己収入の確保

- ・ 科学研究費補助金等の外部研究資金、共同研究・受託事業等の拡大による自己収入の獲得を推進する。(No. 113)
- ・ 魅力ある公開講座等の実施により、受講料等収入を確保するほか、大学施設を有効活用し、学外への貸し出しを行う。(No. 114)

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・ これまでの執行実績を踏まえ、学内のニーズに的確に対応し、かつ最大の効果を発揮する予算配分を行う。(No. 115)
- ・ 経費の節減等により効率的かつ適正な予算の執行を行うとともに、年度を通じて予算執行を的確に把握し、必要に応じ補正予算を編成する。(No. 116)
- ・ 経費の節減及び環境負荷の低減のため、教職員及び学生の意識の向上を図る。(No. 117)
- ・ 管理的経費は、平成 33 年度において、平成 28 年度に比して 5 % 以上の削減を目指す。(No. 118)

第 4 自己点検・評価及び情報の提供に関する計画

1 評価の充実

- ・ 教育研究活動及び業務運営の執行状況を継続的に自己点検・評価するとともに、法律に基づき 7 年以内に一度、認証評価機関による評価を受け、その評価結果を積極的に公開し、教育研究活動及び業務内容等の改善に反映する。(No. 119)

2 情報公開等の充実

- ・ 静岡県情報公開条例の実施機関として適正な情報公開を行うとともに、本学の教育研究活動及び業務内容等の最新情報をインターネットや紙媒体等で積極的に提供する。

(No. 120)

3 広報の充実

第2期広報計画に基づいて、重点広報を実施する。

(1) 大学の知名度向上、優秀な学生確保に向けた戦略的な広報展開

- ・ 大学のブランド力や知名度を高め、優秀な学生を確保するため、情報発信の目的を明確にした上で、広報対象に応じた有効な広報媒体を選択し、的確な広報活動を行う。(No. 121)
- ・ 公立大学としての認知度を高めるとともに、本学の特色を積極的に広報し、静岡県内に限らずターゲットを絞った重点的な広報を行う。(No. 122)

(2) 広報対象に応じた的確な広報ツールの活用

- ・ 若者をターゲットとした、時代に応じた広報ツールの利用を念頭に、インターネットによる情報発信を推進するとともに、併せてマスコミへの情報提供などパブリシティも積極的に活用する。(No. 123)

(3) 教職員による全学広報の実施

- ・ 学部・学科の特性、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーなど、教職員が自学に対する理解を深めることにより、全学的な広報を実施する。(No. 124)

第5 その他業務運営に関する計画

1 施設・設備等の整備・活用等

- ・ 更新期を迎えた設備機器について、劣化度、影響度、緊急度等の観点で優先順位の高いものから計画的に修繕、更新工事を実施する。
なお、修繕・更新工事に当たっては、ユニバーサルデザインや、省エネルギー、景観など環境に配慮する。(No. 125)
- ・ 教育・研究及び事務作業全般にわたって、学内の情報システムを一元管理し、業務の効率化を推進する。(No. 126)
- ・ 学内施設等の利用状況を点検し、有効な利活用を検討するとともに、施設の老朽化、狭隘化等に計画的に対応するなど、ファシリティ・マネジメントの取組を推進する。(No. 127)

2 安全管理

(1) 安全衛生管理体制の確保

- ・ 学生・教職員の健康保持及び安全衛生の向上のため、労働安全衛生法に基づく安全管理体制を整備・充実する。(No. 128)
- ・ 地域や警察等と連携して、学生が安心・安全な学生生活を送ることができる環境づくりを推進するとともに、専門家の知見を踏まえ、学内での事故等対応マニュアルを適時見直す。(No. 129)

(2) 危機管理体制の強化

- ・ 大学において発生し、又は発生することが予想され、緊急的に対応すべき事件・事故に関するリスク・マネジメントを適切に行うため、危機管理体制の充実を図る。(No. 130)
- ・ 学内への侵入者等から学生・教職員を的確に守ることができる保安管理体制につい

て、適時見直す。(No. 131)

- ・ 大規模地震・災害等による大学運営への影響を最小限に止めるため、学内の防災・減災対策の充実を図るとともに、日頃から防災訓練等を行い、発災に備えた防災体制を整備する。(No. 132)
- ・ 浜松市から指定された帰宅困難者の一時避難所としての機能を果たすため、必要な体制を整える。(No. 133)
- ・ 「学生の国際交流に係る危機管理マニュアル」の随時見直すとともに、留学生の増加、留学先の多様化に対応するため、危機管理の委託について検討し、早期に実施する。(No. 134)
- ・ 学生に対し、学内外における安全管理に関する研修・情報提供等を行い、学生の意識の向上を図る。(No. 135)

(3) 情報セキュリティの強化

- ・ 法人が保有する学生・教職員等の個人情報の保護など、セキュリティ対策について適時見直しを行う。(No. 136)

3 社会的責任

(1) 人権の尊重

- ・ 学生、教職員等が個人として尊重され、人権を侵害されることのないよう、ハラスメント防止等の教職員、学生向けの研修会を開催するとともに、各種の情報提供を行う。(No. 137)

(2) 法令遵守

- ・ 教職員を対象とした研修の実施等により、コンプライアンス意識の徹底を図る。(No. 138)
- ・ 研究活動における不正及び研究費の不正使用を防止するため、計画に基づき対策を行う。(No. 139)

(3) 環境配慮

- ・ 節電等の省エネルギー対策を実施するとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の観点に立ち、無駄な廃棄物等の発生を抑制する。(No. 140)

第6 その他の記載項目

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 5億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

5 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

6 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

教育研究組織の統合・再編・見直しに対応した施設・設備の整備や大規模な施設・設備の改修等については、各事業年度の予算編成過程等において決定する。

(2) 人事に関する計画

- ・ 文芸大が必要とする専門領域分野の教員及び事務処理を的確に遂行できる専門性等を持った事務職員を確保するとともに、その人材養成をする。
- ・ 組織の活性化及び効率的な大学運営の執行を図るため、教職員を適材・適所の部門に配置等をする。
- ・ 事務職員については、関係機関からの派遣職員と法人採用職員との有機的連携を深め、相乗効果を高める。
- ・ 教員のFD及び事務職員のSD活動に積極的に取り組み、授業改善や事務処理の能力の向上に努めることとする。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

第1期中期計画期間中に生じた積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

別表（収容定員）

平成 28 年度	学士課程	文化政策学部 デザイン学部	800 人 400 人
	修士課程	文化政策研究科 デザイン研究科	20 人 20 人
平成 29 年度	学士課程	文化政策学部 デザイン学部	800 人 400 人
	修士課程	文化政策研究科 デザイン研究科	20 人 20 人
平成 30 年度	学士課程	文化政策学部 デザイン学部	800 人 400 人
	修士課程	文化政策研究科 デザイン研究科	20 人 20 人
平成 31 年度	学士課程	文化政策学部 デザイン学部	800 人 400 人
	修士課程	文化政策研究科 デザイン研究科	20 人 20 人
平成 32 年度	学士課程	文化政策学部 デザイン学部	800 人 400 人
	修士課程	文化政策研究科 デザイン研究科	20 人 20 人
平成 33 年度	学士課程	文化政策学部 デザイン学部	800 人 400 人
	修士課程	文化政策研究科 デザイン研究科	20 人 20 人

予算
平成 28 年度～平成 33 年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	8,753
施設整備費補助金	17
自己収入	5,566
授業料収入及び入学金検定料収入	5,293
雑収入	273
受託研究等収入及び寄附金収入等	99
補助金等収入	1
長期借入金収入	0
繰越金等取崩収入	155
計	14,591
支出	
業務費	14,474
教育研究経費	9,775
一般管理費	4,699
施設整備費	17
受託研究等経費及び寄附金事業費等	100
長期借入金償還金	0
計	14,591

(注) 平成 28 年度の額を基礎として、平成 29 年度以降の予算額を試算している。

金額については、見込みであり、各事業年度の運営費交付金等については、事業の進展により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額 9,027 百万円を支給する。(退職手当は除く)

※ 退職手当については、公立大学法人静岡文化芸術大学職員退職手当規程に基づいて支給されることとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

【運営費交付金の算定ルール】

本中期計画期間中における運営費交付金は、標準的に見込まれる支出及び収入を基に決定した平成 28 年度の金額を標準とし、平成 29 年度以降は、毎年度、以下の算定ルールに基づき算定したものであるが、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

$$\text{運営費交付金} = \text{支出} (A(y) + B(y) + C(y) + D(y)) - \text{収入} E(y)$$

A(y) : 人件費 A(y) = A(y-1)

B(y) : 管理運営費 (事務局経費、施設管理費等) B(y) = B(y-1) × α

C(y) : 教育研究費 C(y) = C(y-1) × α

D(y) : 特殊経費 (当該年度の退職金手当見込額等)

E(y) : 自己財源 (外部研究資金を除く当該年度の学納金見込額等)

諸係数 α : 効率化係数 Δ 1 %

 y : 当該年度

 y-1 : 当該年度の前年度

収支計画

平成 28 年度～平成 33 年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	14,444
經常費用	14,444
業務費	12,522
教育研究経費	3,171
受託研究等経費	90
人件費	9,261
一般管理費	1,477
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	445
臨時損失	0
収益の部	14,444
經常利益	14,444
運営費交付金	8,753
授業料収益	4,143
入学料収益	542
検定料等収益	188
受託研究等収益	90
寄付金収益	9
補助金収益	1
財務収益	0
雑益	273
資産見返運営費交付金等戻入	97
資産見返物品受贈額戻入	1
資産見返寄附金戻入	347
純利益	0
総利益	0

(注) 平成 28 年度の額を基礎として、平成 29 年度以降の予算額を試算している。

資金計画

平成 28 年度～平成 33 年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	14,591
業務活動による支出	14,154
投資活動による支出	437
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	14,591
業務活動による収入	14,419
運営費交付金による収入	8,753
授業料及び入学金検定料による収入	5,293
受託研究等収入	90
寄附金収入	9
補助金収入	1
その他の収入	273
投資活動による収入	17
施設費による収入	17
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標機関からの繰越金	155

(注) 平成 28 年度の額を基礎として、平成 29 年度以降の予算額を試算している。